

小学校教員免許を取得せずに卒業された  
子ども社会専攻ご卒業の方へ（2018年度以前入学生）

2018年4月  
産業社会学部事務室

### 卒業後に小学校一種教員免許状取得を目指す場合の注意事項について

教職課程を履修し、教員免許状取得に必要な科目を残して卒業される場合、「科目等履修生」として履修を許可されることで、残りの単位を修得し、教員免許状を授与されるのが出来ます。ただし、本学で科目等履修生として不足単位を充足させる場合、2021年度まで免許状取得に必要な単位を揃えることはできません。理由は以下の通りです。

2016年の教育職員免許法の改正により、2019年度より教員免許状取得に必要な科目は変更されます。これに伴い、一度卒業や退学などの理由で学籍が変わり、2019年度以降に在籍すると新法が適用されることになり、履修しなければならない科目が追加されることとなります。2019年度以降に科目等履修生等で免許取得を目指す場合がこれにあたります。

これらの追加される科目は2019年入学生に適用される科目のため、本学の場合新設される科目のうち3回生配当の科目については、開講されるのが2021年度となります。そのため、2019年度、2020年度は本学で免許状取得に必要な単位をすべて揃えることはできません。

また、新法が適用された場合、教育実習の先修要件も変更となります。新課程での先修要件には新設科目が含まれるため、在学時の先修要件を満たしていても、科目等履修生として2年間の履修が必要になります。

卒業後に小学校教員免許状取得を目指す場合は、数年先まで履修計画を立てる必要があります。もし今後履修する可能性がある場合は、早めに産業社会学部事務室にご相談ください。また、他大学で不足する分野の該当科目を履修することで可能となる場合がありますが、多くの場合「教育実習」は出身大学での履修となります。「教育実習」の履修のみの場合でも、履修する前年度当初には申し出る必要がありますので、早めの相談をお願いします。

以上